

平成 31 年 1 月 25 日

総 務 大 臣
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成30年12月7日付け諮問第3110号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案については、諮問内容に沿って改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見募集
(意見募集期間: 平成30年12月8日～平成31年1月11日)

意見提出者一覧

計 3者(法人等:2者、個人:1者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人
2	KDDI株式会社
3	ソフトバンク株式会社

「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びそれらに対する考え方

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-1 改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組合せへ移行の段階を進めることを規定する本改正案に賛同する。	考え方1-1	
<p>○ 改正省令案附則 第4条～第6条、別表第1～第6について</p> <p>LRIC 方式は、第一種指定電気通信事業者の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにかかわらず、「高度で新しい通信技術を利用した効率的なものとするように新たに構成するものとした場合」の第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して接続料を算定する方式であり、固定電話市場が、次期適用期間中に各事業者間で実際に IP 接続が開始される等、着実に IP 化に向けて進展していること、また、今後の事業者間接続については IP 接続が前提となっていくことを踏まえれば、次期適用期間から改良 IP モデルを適用することが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適っているものと考えます。</p> <p>その点、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成 29 年 11 月 16 日付け。以下、「LRIC 答申」という。)においては、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うことは公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適しているとする一方、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことから、あくまでも、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良 PSTN モデルを採用するとしたものです。そのため、改良 PSTN モデルによって算定する接続料水準が、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合は、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせへ移行の段階を進めることにより、そういった事態を回避するとされています。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」(平成 30 年 10 月 16 日)(以下「平成 30 年答申」という。)では、平成 31 年度から3年間は、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適当とされています。また、段階的な移行の手段として、まずは PSTN-LRIC モデルにより接続料を算定し、これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRIC モデルと IP-LRIC モデルの組合せへ移行の段階を進めるとされています。</p> <p>これを踏まえ、本省令改正案は、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の機能・組合せ方法、IP-LRIC モデルによる算定方法等に係る規定を追加するものです。</p>	無

<p>今回の改正案においては、以下①～③が規定され、NTT 東・西いずれかにおいて改良 PSTN モデルにより算定された接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれが生じる場合は、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組合せへ移行の段階を進めることを規定する内容であることから、本改正案に賛同いたします。</p> <p>① 両モデル(改良 PSTN モデルと改良 IP モデル)の組合せを適用することとなる条件</p> <p>② 両モデル組合せの場合の機能と組合せ方法</p> <p>③ IP-LRIC モデルによる算定方法</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見1-2 PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ適用に関する本改正案及びスタックテスト指針改定案に賛同する。</p>	<p>考え方1-2</p>	
<p>○ 改正省令案附則 第4条、接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針改定(案)について</p> <p>「加入電話・ISDN 通話料」については、第一種指定電気通信設備接続料規則の改正規定が効力を有する間は、接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針を適用しない、とする改正案に賛同いたします。</p> <p>この改正案と改正省令案附則第 4 条の規定により、改良 PSTN モデルにより算定される接続料水準が、スタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合には、直ちに改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組合せへ移行の段階を進めることになり、あくまでも、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良 PSTN モデルを採用するとして LRIC 答申の主旨に合致するものと考えます。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>考え方1-1にも記載のとおり、平成 30 年答申では、平成 31 年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、価格圧搾のおそれが生じる場合には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行の段階を進めることが適当とされています。</p> <p>これを踏まえ、本省令改正案は、両モデルの組合せ適用等に係る規定を追加するものです。</p> <p>(諮問対象外の事項： 指針の再改定)</p> <p>また、平成 30 年答申では、両モデルの組合せ適用の判断基準である「価格圧搾のおそれ」について、現行の「接続料と利用者料金の関係</p>	<p>無</p>

	<p>の検証に関する指針」(以下単に「指針」という。)に基づくスタックテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を用いることで判断することが適当とされています。</p> <p>そのため、本省令改正に伴い指針の一部を改定し、検証対象のうち「加入電話・ISDN 通話料」については、第一種指定電気通信設備接続料規則の改正規定が効力を有する間は、指針を適用しないこととするものです。</p>	
<p>意見2-1 NTSコストのうち「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」は、可及的速やかに、基本料で回収するよう見直しを行うことが必要。</p>	<p>考え方2-1</p>	
<p>○ 接続料規則の一部を改正する省令の一部改正案について</p> <p>現在、NTSコストである「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」は、「当分の間の措置」として、その 100%が接続料に算入されていますが、当該コストは基本料で回収することが本来の制度趣旨に沿っています。</p> <p>この「当分の間の措置」の見直しについては、2018年10月16日付答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(以下、「答申」といいます。)において、「ユニバーサルサービス制度の検討の後に(～中略～)行うべき」と整理されていますが、近年の接続料の急激な上昇を踏まえると、可及的速やかに「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」を基本料で回収するよう見直しを行うことが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～」(平成28年2月)では、ユニバーサルサービスに関する今後の検討方向性として、光ファイバや無線など技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保が示されており、それを踏まえ、ユニバーサルサービス交付金制度の妥当性等の論点について検討を進めていくことが必要とされています。</p> <p>これを踏まえ、平成30年答申では、NTSコストのうちき線点 RT-GC 間伝送路コストについて、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であるとしつつ、今後のユニバーサルサービス制度の検討 ※の後に、当該コストの扱いについて見直しを行うべきとされています。</p>	<p>無</p>

	<p>※情報通信審議会諮問「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(平成 30 年 8 月)等における検討。</p>	
<p>意見2-2 次期適用期間から、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うべき。なお、モデル適用判断にスタックテストの考え方をを用いるに当たっては、着信先別の接続料内訳及びそれらの影響を確認し、PSTN 接続料以外の他接続料の影響を極力排除した検証方法を検討すべき。</p>	<p>考え方2-2</p>	
<p>○ 改正省令案附則第4条～第6条について</p> <p>今回、初めて省令において IP ベースの LRIC モデルについて明記されたことは、一定の評価ができるものと考えます。ただし、従前より弊社が主張している通り、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」という LRIC モデル検討における基本的事項に鑑みれば、次期適用期間から、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うべきと考えます。</p> <p>なお、適用する LRIC モデルを判断するためにスタックテストの考え方をを用いるに当たっては、弊社より検証方法の見直し(「PSTN 発着(加入発加入着)のみの収支を考慮した検証を行うべき)を提案したものの、「接続料の算定に関する研究会」において、現時点での採用は困難、との整理がなされています。一方で、「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る」という他律的要因については、客観的かつ定量的に確認できる場合、総務省殿において事情を考慮して取り扱う、との方向性が示されています。</p> <p>しかしながら、現在スタックテストにおいて利用者料金と比較される接続料には、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。)の加入電話及びひかり電話並びに他事業者の直収電話の接続料が算入されており、他事業者接続料のみの影響を見れば他律的要因について考慮できるものではありません。</p>	<p>○ 考え方1-1にも記載のとおり、平成 30 年答申では、平成 31 年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適当であるとされています。</p> <p>これを踏まえ、本省令改正案は、段階的な移行の手段として、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ適用等に係る規定を追加するものです。</p> <p>(諮問対象外の事項：客観的かつ定量的に確認できる他律的要因)</p> <p>平成 30 年答申では、移行の段階を進めるための判断基準にスタックテストの考え方をを用いるに当たり、「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある」とされています。</p>	<p>無</p>

<p>ん。スタックテストに他律的要因を考慮するのであれば、PSTN 発－PSTN 着、PSTN 発－ひかり電話着及び PSTN 発－他事業者直収電話着の接続料内訳(接続料単価及び通話回数・通話秒数)を開示し、それぞれの接続料の影響を確認すべきと考えます。</p> <p>また、他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が基準を下回る場合のみならず、基準を上回る場合にも影響を与えている可能性があるため、基準値の検証結果に依らず、前述の内訳を開示頂く必要があるものと考えます。その上で、2019 年度以降の接続料算定における LRIC モデルの決定に際しては、PSTN 接続料以外の他接続料の影響を極力排除した検証方法を検討することを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>よって、考慮して取り扱うべき他律的要因があれば、客観的かつ定量的な確認方法とあわせて、総務省において適宜検討を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>(諮問対象外の事項： 指針の再改定)</p> <p>また、スタックテストの検証方法そのものについて、平成 30 年答申では、「価格圧搾が構造上あり得る事態を回避するという趣旨に照らして改善すべき点がないか、総務省において検討を行う必要がある」とされたところであり、今後も状況変化等で必要が生じれば、より広い接続政策・競争政策の見地からスタックテストの検証方法等について、総務省において適宜検討を行うことが望ましいと考えます。</p>	
<p>意見3-1 固定電話網を随時廃止していくことが望ましい。また、5G のネットワーク構造を見据えた政策を導入すべき。</p>	<p>考え方3-1</p>	
<p>○ ユニバーサルサービス制度における「長期増分費用モデル、接続料算定、NTS コスト」等とは、固定電話回線に対し「IP 網(インターネットプロトコル)」の導入と考えますので、固定電話網を随時に廃止して行く事が、望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p> <p>○ 「総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課」が提唱している内容では、「5G(第 5 世代)」での構造での有線 LAN における「ISDN 及び ADSL」の導入では、無線 LAN におけるパケット通信の「3GPP」が導入されていると考えますが、「矛盾点(パラドックス)」が有ります。具体的には、有線 LAN では、「光ファイバーケーブル回線(OFC)」及び「ケーブルテレビ回線(CATV)」が有ると考えますので、無線 LAN で</p>	<p>○ 今後の情報通信政策に関する参考御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

は、「Wi-Fi 回線」が有ると考えますので、技術的な構造の違いが有ると考えます。要約すると、総務省側の「仕様(スペック)」での「5G」の概念を描きながら、政策を導入すべきです。

(個人)